

日本総合病院精神医学会 ECT 研修施設認定（新規・再開）について

日本総合病院精神医学会では、電気けいれん療法（ECT）について一定の実績があり、ECT に関する専門研修が可能な施設を学会で認定し、「ECT 研修施設」として、HP で公表することと致しました。

認定を希望される研修施設におかれましては、下記の要項に基づいて申請下さい。
なお、本年度から ECT 委員会で検討した結果、施設基準を緩和していますので、新規施設はもちろん、休止されておられる施設におかれましてもご検討頂ければと存じます。

1) 目的

- ・専攻医などが研修先、勤務先を選択する際の目安とする
- ・患者が安全に ECT を受けのことのできる施設を探す際の目安とする
- ・安全な ECT による治療を均てん化していくための基礎資料を蓄積する

2) ECT 研修施設基準

原則として以下の基準を満たしている

- ・日本総合病院精神医学会の専門医研修施設あるいは特定研修施設である
- ・パルス波治療器による無けいれん性電気けいれん療法施行が、「過去 5 年の内、7 症例あるいは 70 件数以上が 1 年以上であること」
- ・ECT 講習会を受講した精神科医が 1 名以上常勤（週 32 時間以上）している
- ・麻酔科標榜医または麻酔科専門医が常勤で、または非常勤の場合は週 32 時間以上勤務し、ECT 麻酔を実施または指導している
- ・日本精神神経学会 ECT 検討委員会および日本総合病院精神医学会 ECT 委員会による推奨事項（改訂版）*に準拠した ECT 施行マニュアルを整備している
*電気けいれん療法(ECT)推奨事項改定版 (精神神経学雑誌 115:586-600.2013)
<https://journal.jspn.or.jp/jspn/openpdf/1150060586.pdf>
- ・ECT 施行患者のデータを適切に管理しており、学会への実績報告が可能である

3) 申請について

上記の認定基準に該当する研修施設は積極的な申請をお願いします。
「ECT 研修施設申請書」（様式 31）をダウンロードして必要事項をご記入の上、貴施設の「ECT 施行マニュアル」、「同意取得の際の患者家族への説明文書」とともに学会

事務局まで、メールにより以下アドレスまでご送付ください。「ECT 施行マニュアル作成の手引き」を送付しますので、熟読の上、ご準備ください。

申請期間は、2025年7月20日より9月30日までとします。

送付先アドレス：GHP 事務局 jsghp@mth.biglobe.ne.jp

4) 認定について

本学会のECT委員会で書類審査し、理事会での承認をもって認定します。認定時期は2026年1~2月頃の予定です。認定後は本学会HPに公表するとともに認定証を発行します。

5) 認定後の報告と更新について

認定後は1年ごとに「ECT実績報告書」(様式32)と「ECT施行患者リスト」(様式33)を提出していただいた上で、5年ごとに審査の上、更新を行います。提出時期は、翌年の2~3月頃になります。

「ECT実績報告書」によるデータは集計・解析し、ECTによる治療の改善のための参考資料とともに、学会員には委員会報告として公表し、山梨大学を責任施設とする多施設臨床研究として、倫理委員会で審査の上、論文などで公表を検討します。

また、重篤な有害事象(IA報告の3b以上のアクシデントとする)が起こった場合は、速やかに「ECT有害事象報告書」(様式34)にて報告を求めます。報告内容については患者個人が特定できないようにご配慮下さい。ご報告は厳重に取り扱い、ECT委員会で検討します。

2025年7月16日
日本総合病院精神医学会
電気けいれん療法(ECT)委員会

【申請書類はこちら】

https://square.umin.ac.jp/psy/jsghp2019_content01_shinseishorui.html